

家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律等 の施行状況について

農林水産省畜産局

(第1回)

目次

- 1 家畜遺伝資源に係る不正競争防止に関する法律の施行後5年以内の検討について . . . 3
 - (1) 法律の概要
 - (2) 検討の視点
- 2 法施行後の取組状況について . . . 5
 - (1) 家畜人工授精所の開設状況
 - (2) 家畜改良増殖法に基づく立入検査の実施状況
 - (3) 理解醸成・周知のための取組
 - (4) 流通管理等のためのシステム整備
- 3 法施行後に確認された事象等について . . . 9
 - (1) 検討の視点：家畜遺伝資源
 - (2) 検討の視点：譲渡契約等
 - (3) 検討の視点：成果冒用行為
 - (4) 検討の視点と確認された事象等のまとめ
- 4 確認された事象等を踏まえた課題と検討方向について . . . 16

1 家畜遺伝資源に係る不正競争防止に関する法律の施行後5年以内の検討について

(1) 法律の概要

家畜遺伝資源に係る不正競争防止に関する法律は、

- 本法の保護の対象となる家畜遺伝資源を定義するとともに、
- 当該家畜遺伝資源に対する成果冒用行為を不正競争として類型化し、
- 家畜遺伝資源に対する不正競争への民事的な救済措置、刑事罰による抑止 を規定

「家畜遺伝資源」

- 家畜遺伝資源生産事業者が業として譲渡し、又は引き渡す **特定家畜人工授精用精液等**※であって、
- 当該家畜遺伝資源生産事業者が**契約その他農林水産省令で定める行為によりその使用する者の範囲又はその使用の目的に関する制限を明示した**もの。

※ ① 黒毛和種、② 褐毛和種、③ 日本短角種、④ 無角和種、⑤ ①～④の品種間の交雑の品種、
⑥ ①～⑤の品種と⑤の品種との交雑の品種の家畜人工授精用精液及び家畜受精卵

「成果冒用行為」

- ① 詐欺等による領得
- ② ①により取得した遺伝資源の使用、譲渡等
- ③ ①につき取得時に悪意・重過失の転得者による使用、譲渡等
- ④ 図利加害目的で行う契約上の制限を超えた使用、譲渡等
- ⑤ ④の譲渡につき取得時に悪意・重過失の転得者による使用、譲渡等
- ⑥ ②から⑤までの使用行為により生じた派生物の使用、譲渡等
- ⑦ ⑥の使用行為により生じた二次的な派生物の譲渡等

不正競争

民事上の救済措置

- ・ 差し止め請求
- ・ 損害賠償請求、信用回復措置
- ・ 民事訴訟手続きの特例

刑事罰による抑止

- ・ 図利加害目的をもった違反行為
に対して、抑止力強化のための罰則

個人：10年以下の懲役、1千万円以下の罰金
法人：3億円以下の罰金

1 家畜遺伝資源に係る不正競争防止に関する法律の施行後5年以内の検討について

(2) 検討の視点

○ 家畜遺伝資源に係る不正競争防止に関する法律附則第3条

政府は、この法律の施行後5年以内に、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

→ 法施行後の法令遵守のための取組状況や確認された事象を踏まえ、
「家畜遺伝資源」、「譲渡契約等」、「成果冒用行為」について以下の視点で検討

家畜遺伝資源法

「家畜遺伝資源」

- 和牛及び和牛間交雑種の家畜人工授精用精液及び家畜受精卵

- 家畜遺伝資源生産事業者による譲渡契約等

「成果冒用行為」

「家畜遺伝資源」

- 和牛、和牛間交雑種の精液及び受精卵の他に、流通等が確認されており、その実態を検証の上、対応が必要な家畜の遺伝資源はないか？

「譲渡契約等」

- 家畜遺伝資源生産事業者による譲渡契約等の取組状況、実効性の確保は図られているのか？

「成果冒用行為」

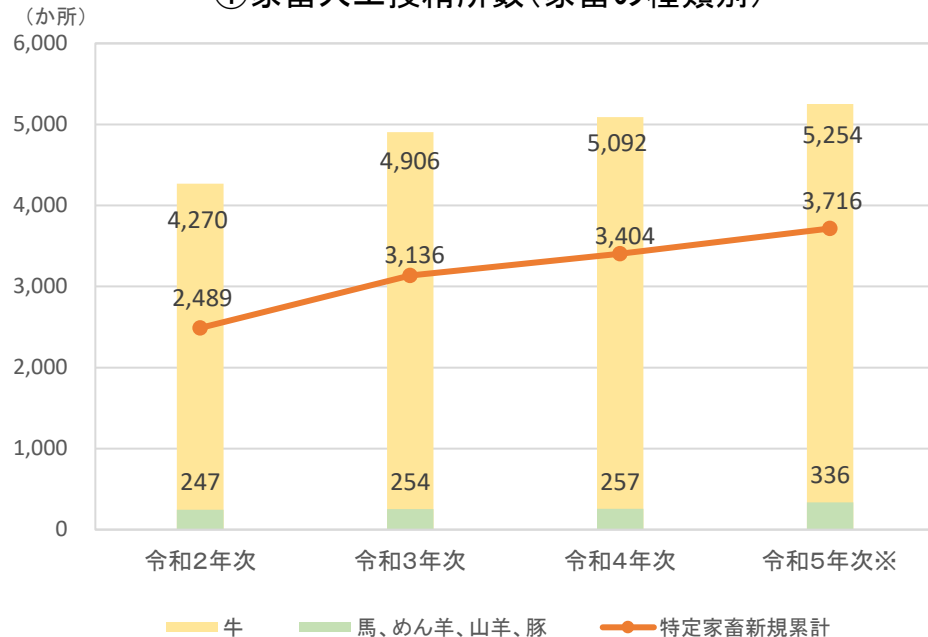
- 現行法で対応できない成果冒用行為を新たに想定する必要があるか？

2 法施行後の取組状況について

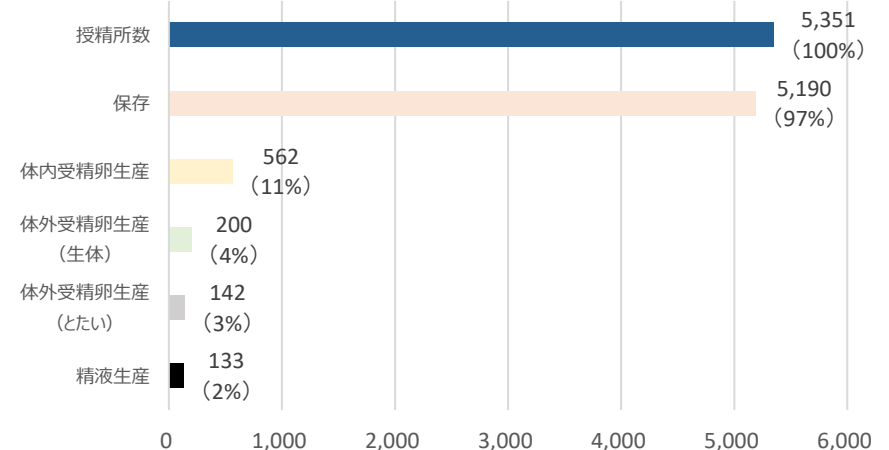
(1) 家畜人工授精所の開設状況

- ① 家畜人工授精所数は、5,351か所（令和5年次運営状況報告）。
令和2年10月の法施行前後に、特定家畜人工授精用精液等を扱う家畜人工授精所の新規開設が急増（令和5年までの累計3,716か所）。
- ② 業務別では、家畜人工授精用精液や家畜受精卵の「保存」のみを業務とする家畜人工授精所が多数。
家畜改良増殖法の改正に伴い、家畜人工授精所の開設の許可を得ていなかった畜産農家が、新規に家畜人工授精所を開設する動きにつながっていると考えられる。

①家畜人工授精所数（家畜の種類別）



②特定家畜人工授精用精液等を取り扱う
家畜人工授精所割合（業務別）



※ 棒グラフは、畜種別の家畜人工授精所数を計上しており、
複数家畜対象に開設されている授精所が存在するため、総数(5,351)と不一致

2 法施行後の取組状況について

(2) 家畜改良増殖法に基づく立入検査の実施状況

- 家畜改良増殖法に基づく立入検査をこれまでに約3,400か所(令和2年4月から令和6年10月)の立入検査を実施(全家畜人工授精所5,351か所の約6割)。うち、351か所で改善指導を実施。
- 指導内容は、家畜人工授精所の業務内容によって異なる。
 - ・「保存」を業務とする家畜人工授精所では、「家畜人工授精用精液証明書の取扱い不備」や「譲渡等記録簿の不備に係る指導」等、必要書類の不備に関するものが多い。
 - ・「精液生産」を業務とする家畜人工授精所では「容器の表示に係る指導」はない一方、「受精卵生産」を業務とする家畜人工授精所では約1割で指導。

特定家畜人工授精用精液等を扱う家畜人工授精所の業務内容別の指導内容

業務内容	指導件数	件数	指導区分	指導内容
保存のみ	408	125	精液証明書等に係る指導	使用済と未使用の精液証明書が分別管理されていない 等
		94	譲渡等記録簿に係る指導	譲渡等記録の記載内容漏れ 等
		74	家畜人工授精簿に係る指導	注入した精液の種畜名・精液証明書番号、授精証明書及び移植証明書の発行年月日・番号の項目が未記載 等
精液生産	39	16	家畜人工授精簿に係る指導	精液性状「色」「臭気」「PH」の項目が未記載 等
		8	開設許可・設備・器具管理に係る指導	業務内容と設備に乖離が確認された 等
		7	精液証明書等に係る指導	生産した一部の精液証明書を未作成 等
受精卵生産	106	25	開設許可・設備・器具管理に係る指導	業務内容と設備に乖離が確認された 等
		20	受精卵証明書等に係る指導	受精卵生産後に受精卵証明書が速やかに発行されていない 等
		19	家畜人工授精簿に係る指導	移植受精卵の受精卵証明書番号、移植証明書の発行年月日・番号・体内受精卵の採取及び処理に係る診断年月日等が未記載 等
		14	容器の表示に係る指導	生産した家畜体内受精卵の容器に授精所の管理番号が表示されていない 等

2 法施行後の取組状況について

(3) 理解醸成・周知のための取組

- ① 令和元年3月に理解醸成のためのポスターを動物検疫所、都道府県、畜産関係団体等に対して配布。
- ② 令和2年10月に液体窒素タンクに貼付するステッカーを家畜人工授精所、畜産農家に対して配布。
- ③ 令和2年から家畜人工授精師や獣医師を対象とした和牛遺伝資源関連2法の遵守徹底を図るための研修会を実施。
- ④ 令和6年12月に理解醸成のための周知資料を畜産農家に対して配布。

① ポスター（約58,000枚配布）



② タンク貼付用ステッカー（約70,000枚配布）

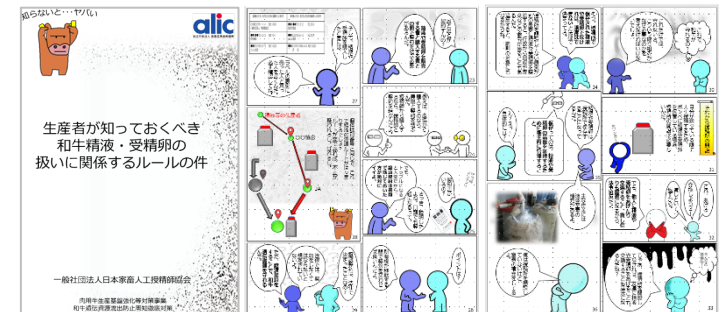


③ 研修会の開催



開催場所20道県47か所
参加者約1,800名

④ 畜産農家向け周知資料（約12,000枚配布）



2 法施行後の取組状況について

(4) 流通管理等のためのシステム整備

- 精液等情報システムを令和3年4月に一次リリース(現機能の6割程度)。その後、利用対象者の意見を踏まえ改修を行い、令和5年8月から(独)家畜改良センターを管理主体として運用開始。
- 引き続き地域システムとの連携や利便性向上に係る改修を実施。

精液等情報システム(全国システム)

- ・ 登録者数: 6,483人(令和6年3月末時点)
- ・ 基本機能
種付・授精・譲渡等の必要事項画面に従って入力

【授精情報】

関連先 *	503100311111	テスト人工授精所
担当者コード *	1	担当者 1
授精区分 *	1 種付	
授精目的区分 *	0 未選択	
種付・注入日 *	5 令和 6 / 3 / 14 ※廃棄または亡失の場合は、廃棄/亡失が判明した日を入力	
雌畜 飼育識別番号 *		
飼養者・農家コード(電話番号) *		
他畜飼養区分 *	0 自家授精	
注入回数		

法に基づいた帳簿・証明書の作成、運営状況報告が可能

授精証明書

種畜	家畜人工授精用 精液証明番号	100001	名 前	雄牛一之一
名	家畜人工授精所における家畜人工授精用精液又は家畜受胎時 (特定家畜人工授精用精液等であるものを除く。)の製造に関する報告書			
家	製造年月日			
畜	製造場所			
種	製造方法			
別	製造者			
名	製造者			
姓	製造者			
名	製造者			
姓	製造者			
名	製造者			
姓	製造者			

相互連携

地域システム

- ・ 取組県: 1県
- ・ 精液等情報システムの基本機能を活用し、特定精液・受精卵の流通を把握
- ・ 地域システムの雌畜等の情報を全国システムへ共有し、入力作業の省力化
- ・ 当該県の精液の使用状況等の管理

3 法施行後に確認された事象等について

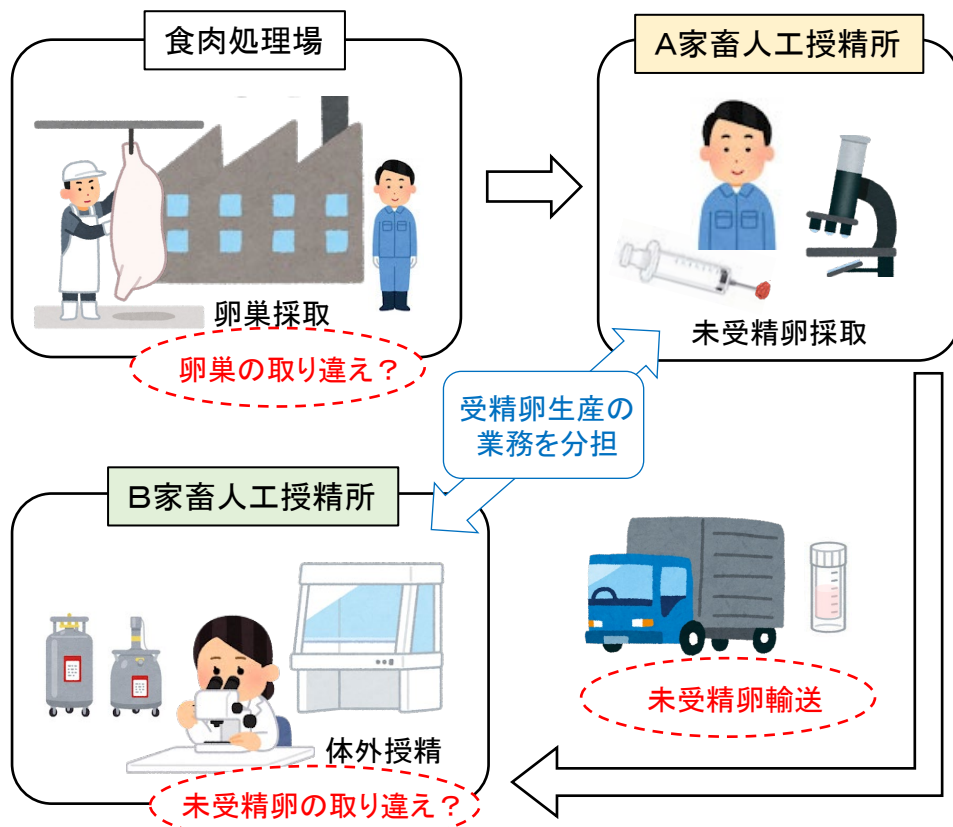
(1) 検討の視点：家畜遺伝資源

- 和牛、和牛間交雑種の精液及び受精卵の他に、流通等が確認されており、その実態を検証の上、対応が必要な家畜の遺伝資源はないか？

【確認された事象】

- ① 家畜体外受精卵(とたい由来)の生産に関して、その業務を分担して行うことによる「家畜未受精卵の流通」を確認。
- ② 本事案では、受精卵証明書における品種の記載誤りが発生したことを踏まえて、農林水産省は、家畜体外受精卵の適正な生産に係る技術指導通知を令和6年7月に発出。

家畜体外受精卵生産に係る家畜未受精卵の流通事例



技術指導通知のポイント

(1) 実施場所

都道府県知事から開設の許可を得た家畜体外受精卵の生産(家畜未受精卵の採取、処理、家畜体外授精、家畜体外受精卵の処理)を行うことができる家畜人工授精所であること。

(2) 実施者

工程	実施者
・雌の家畜のとたいから卵巣を採取 ・家畜未受精卵の採取、処理 ・家畜体外授精 ・家畜体外受精卵の処理	獣医師 家畜人工授精師(家畜人工授精並びに家畜体内受精卵移植及び家畜体外受精卵移植の業務)

(3) 家畜卵巣の採取

- ・ と畜場の開設者、と畜検査員その他卵巣採取に係る関係者と家畜卵巣の採取の方法について事前に協議を行った上で必要な契約を締結することにより、責任関係の明確化を図るように努めること。
- ・ 採取した卵巣の個別管理、卵巣を採取した個体の品種を確認すること。

(4) 家畜未受精卵、家畜体外受精卵の処理

処理に用いる針、シリンジ、シャーレ、パスツールピペット等は番号等をマーカーにより記載し、他のロットとの取り違い生じないように留意すること。

(5) 業務の分担

業務委託契約等により、役割や責任の範囲を明確にすること。

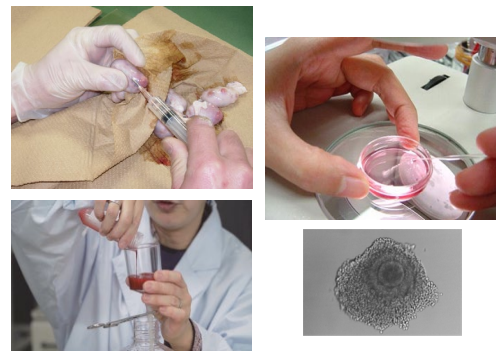
家畜体外受精卵の生産工程

とたい由来

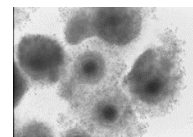


卵巣採取

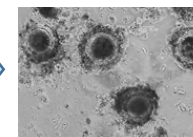
生体由来
(生体卵子吸引(OPU))



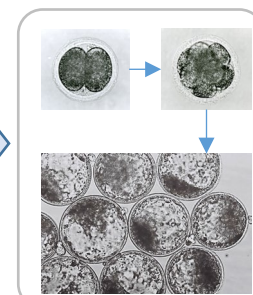
未受精卵の採取



成熟培養



体外授精



発生培養



受精卵の検査



凍結



保存

※ 点線内は家畜人工授精所で行わなければならない業務

3 法施行後に確認された事象等について

(2) 検討の視点：譲渡契約等

- 家畜遺伝資源生産事業者による譲渡契約等の取組状況、実効性の確保は図られているのか？

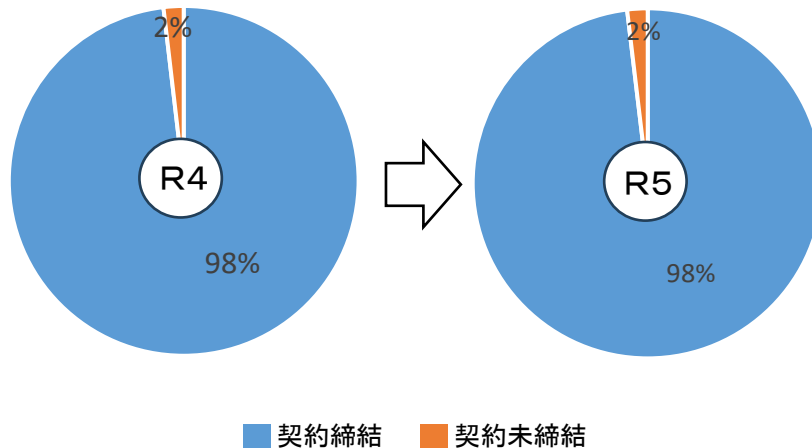
【確認された事象】

家畜遺伝資源生産事業者の譲渡契約は、

- ① 家畜人工授精用精液については、ほぼ全ての事業者において契約を締結。
- ② 一方、家畜受精卵については、家畜人工授精用精液に比べ譲渡契約の締結割合は比較的低いが、取組は徐々に進展。

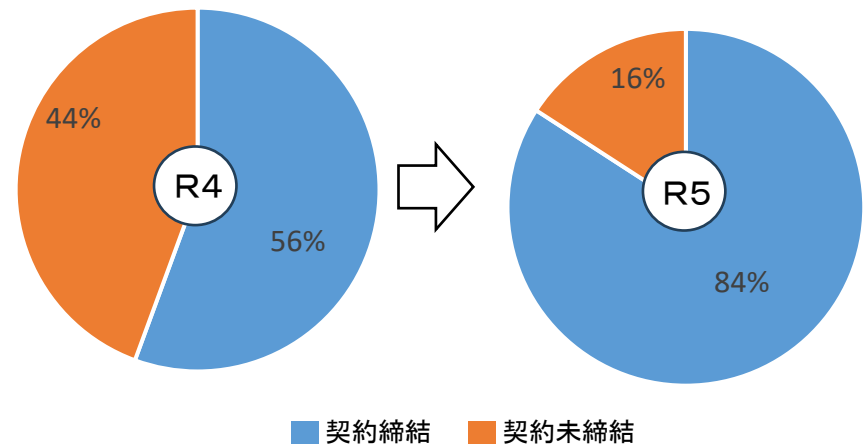
家畜遺伝資源生産事業者の譲渡契約の締結状況

家畜人工授精用精液



出典：畜産振興課調べ

家畜受精卵



出典：畜産振興課調べ

※調査対象：生産した家畜受精卵の所有権を有する家畜人工授精所

3 法施行後に確認された事象等について

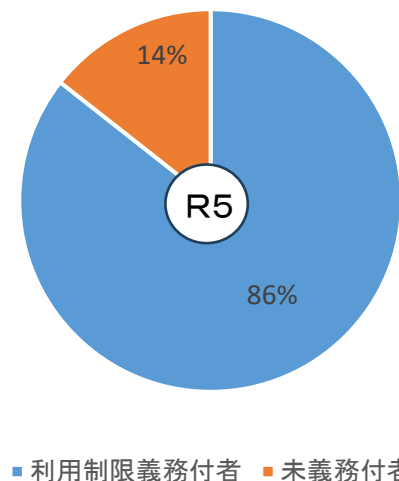
(2) 検討の視点：譲渡契約等

➤ 家畜遺伝資源生産事業者による譲渡契約等の取組状況、実効性の確保は図られているのか？

【確認された事象】

- ① 譲渡契約の締結に当たり、「第三者に譲り渡す場合に利用制限を義務付ける」よう規定している割合は、8割台。
- ② ストローへの「(R)」表示を実施している家畜生産事業者は、家畜人工授精用精液で5割、家畜受精卵で3割台。
- ③ 流通の中間拠点となる家畜人工授精所において、譲受した精液等と同様の制限を付した契約を締結している割合は、8割台。

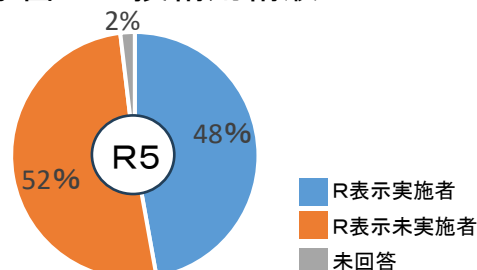
① 家畜遺伝資源生産事業者における
第三者譲渡に関する条項の有無



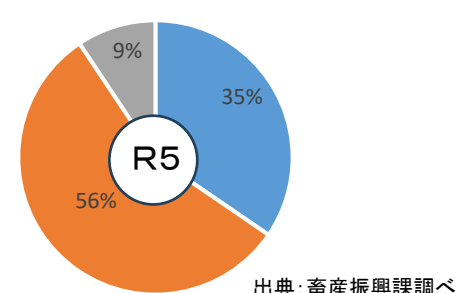
出典：畜産振興課調べ

② ストローへの「(R)」表示実施状況

家畜人工授精用精液



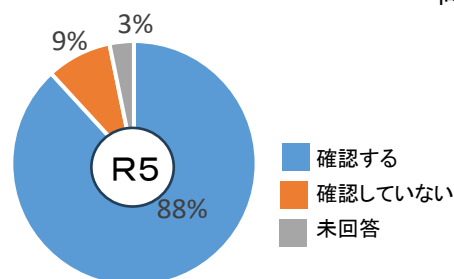
家畜受精卵



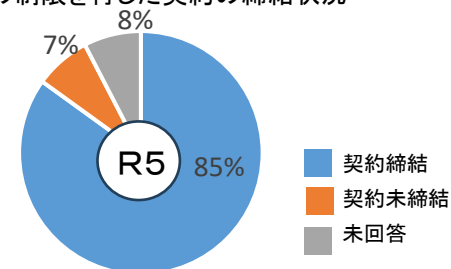
出典：畜産振興課調べ

③ 流通の中間拠点となる家畜人工授精所の対応状況

譲受時の契約締結の確認



譲受した精液等に付された使用制限等と
同様の制限を付した契約の締結状況



出典：(一社)日本家畜人工授精師協会調べ

3 法施行後に確認された事象等について(参考)

家畜人工授精用精液等譲渡契約約款 条項例 (案)

第1条 総則

1. 譲渡者（以下「甲」という。）及び譲受者（以下「乙」という。）は、日本国の法令を遵守して、信義を守り、和牛（黒毛和種、褐毛和種、日本短角種、無角和種の牛をいう。）に係る家畜人工授精用精液、家畜受精卵（以下「精液等」という。）の譲渡契約については、同契約書に定めるもののほか、この約款に基づき、これを履行しなければならない。
2. 乙は、甲と精液等の譲渡契約を締結するに際し、あらかじめ、甲の定める書式により、この約款に合意した旨の書面を甲に提出しなければならない。なお、乙は当該合意を取り消すことはできない。

第2条 国外利用及び目的外利用の禁止

乙は、甲から譲渡された精液等を、**日本国外で利用してはならず**、また、**国内における繁殖用牛又は肥育用牛の生産**（国内における繁殖用牛又は肥育用牛の生産の用に供する家畜受精卵の生産を含む。）**以外の目的**（種牛改良への利用を含み、これに限らない。）**のために利用してはならない**。

第3条 品質及び在庫の管理

1. 乙は、甲から譲渡された精液等について、的確かつ衛生的に保存してその品質を保全するとともに、その和牛ブランド価値の毀損が生じないように適切に管理しなければならない。
2. 乙は、甲から譲渡された精液等について、甲の定める方法において、その保存、利用、在庫、廃棄及び譲渡に関する事項を記録し、甲が求める場合には、当該記録を甲に報告しなければならない。

第4条 第三者への譲渡

1. 乙は、甲から譲渡された精液等の一部または全部を第三者に譲渡する場合には、乙と当該第三者間の契約において、**本契約により乙が負う義務と同様の義務を当該第三者に課さなければならない**。
2. 乙は、甲が求める場合には、前項に定める第三者への譲渡契約に係る契約書を、甲に提出しなければならない。
3. 乙は、甲から譲渡された精液等の一部または全部を第三者に譲渡する場合には、当該精液等の品質について一切の責任を負うものとする。ただし、当該精液等について、甲の過失があった場合には、この限りでない。

第5条 精液等の返還

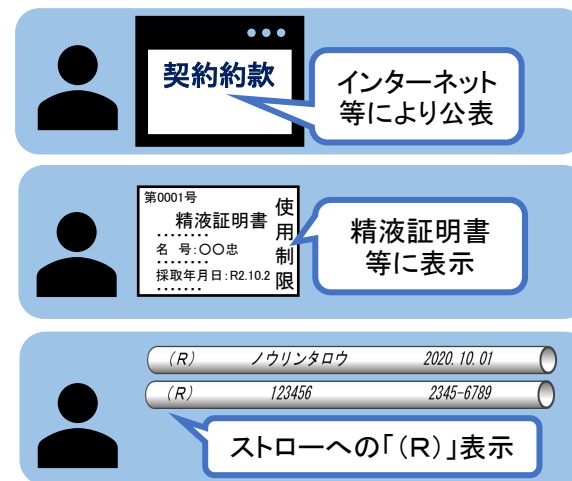
1. 甲は、乙がこの約款に違反していると認めるときは、乙に対し、譲渡した精液等の返還を求めることができる。
2. 前項の場合において、乙は、甲から譲渡された精液等のうち、利用又は廃棄をしたもの以外のものを乙の費用において、ただちに甲に返還しなくてはならない。ただし、乙が第4条第1項に違反していない場合には、譲渡をしたものの返還は要しない。

第6条 違約金

乙は、第2条又は第4条第1項に違反した場合には、甲に対し、違約金として金1000万円を支払わなくてはならない。

「その他農林水産省令で定める行為」について

- ・ 精液等が窃取などにより、第三者への提供や特定の目的外への利用の禁止等の制限を課す契約が締結される前に不正取得される場合において、不正取得者やこの不正取得者から当該精液等を転得した者等についても本法の対象とする必要。
- ・ 家畜遺伝資源生産事業者が、当該家畜遺伝資源を譲渡等する際に使用者の範囲や使用目的について管理する意思を第三者が認識できるようにする行為として規定。



(3) 検討の視点：成果冒用行為

- 現行法で対応できない成果冒用行為を新たに想定する必要があるか？

【確認された事象】

現時点で示すことができる事例はない。

3 法施行後に確認された事象等について

(4) 検討の視点と確認された事象等のまとめ

検討の視点

「家畜遺伝資源」

- 和牛、和牛間交雑種の精液及び受精卵の他に、流通等が確認されており、その実態を検証の上、対応が必要な家畜の遺伝資源はないか？

「譲渡契約等」

- 家畜遺伝資源生産事業者による譲渡契約等の取組状況、実効性の確保は図られているのか？

「成果冒用行為」

- 現行法で対応できない成果冒用行為を新たに想定する必要はあるか？

施行後確認された事象

「家畜遺伝資源」

- 和牛の家畜体外受精卵の生産に関して、その業務を分担して行うことによる「家畜未受精卵の流通」を確認。
- 家畜未受精卵の流通を伴う事案において、品種の取り違えが発生。

「譲渡契約等(実効性の確保)」

- 受精卵生産事業者や流通の中間拠点となる家畜人工授精所において、譲渡契約等の締結割合は8割程度。
- ストローへの「(R)」表示を行っている家畜遺伝資源生産事業者の割合が低いことが判明。

「成果冒用行為」

- 現時点で、規定する成果冒用行為を超える不正行為は確認されていない。

4 確認された事象等を踏まえた課題と検討方向について

施行後確認された事象

「家畜遺伝資源」

- 和牛の家畜体外受精卵の生産に関して、その業務を分担して行うことによる「家畜未受精卵の流通」を確認。
- 家畜未受精卵の流通を伴う事案において、品種の取り違えが発生。

「譲渡契約等(実効性の確保)」

- 受精卵生産事業者や流通の中間拠点となる家畜人工授精所において、譲渡契約等の締結割合は8割程度。
- ストローへの「(R)」表示を行っている家畜遺伝資源生産事業者の割合が低いことが判明。

「成果冒用行為」

- 現時点で、規定する成果冒用行為を超える不正行為は確認されていない。

課題と検討方向

「家畜遺伝資源」

《課題》

- ・ 家畜未受精卵が家畜遺伝資源法の保護対象となっていないことを踏まえ、実態を検証し、適切な流通を確保する必要。
- ・ 家畜未受精卵の不適切な流通が品種取り違えなどの家畜改良増殖の妨げにならないよう検討する必要。

- 家畜未受精卵の流通の実態、技術的課題を整理し、必要な対応を検討する。

「譲渡契約等」

《課題》

- ・ 利用制限が付された家畜遺伝資源であることを認識できることが不正流通防止につながるため、受精卵生産事業者や流通の中間拠点となる家畜人工授精所における契約締結、ストローへの「(R)」表示を一層推進する必要。

- 譲渡契約等の締結割合が比較的低い要因を分析し、譲渡契約の締結、ストローへの「(R)」表示等の推進のための方策を検討する。

「成果冒用行為」

- 当面は現在の成果冒用行為を維持する方向とする。

「理解醸成のための方策」

- 和牛遺伝資源関連2法に対する一層の理解醸成を図るための方策について検討する。